公募型プロポーザルの実施公表

令和４年５月１２日

　広島市植物公園内レストラン等運営業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公表します。

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

理事長　　及　川　　　享

１　業務の内容

1. 業務名

広島市植物公園内レストラン等運営業務

1. 業務の内容等

　　　本業務は、来園者の利便施設として設置する植物公園内のレストラン（森のレストラン）、ログハウス内喫茶（森のカフエ）及びイベント開催時等の臨時売店の運営を委託するものである。

1. 契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

1. 履行期間

令和４年７月１日から令和９年３月３１日まで

1. 履行場所

　　 佐伯区倉重三丁目４９５番地　広島市植物公園内

1. 運営事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を特定する。

　　　公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市植物公園内レストラン等運営業務委託に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

1. 契約担当課

公益財団法人広島市みどり生きもの協会　植物公園　管理課
　　　〒７３１－５１５６　広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地
　　　電話　０８２－９２２－３６００（直通）

２　応募参加資格

　　次に掲げる参加資格をすべて満たしていること。

　(1) 地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則第２条の規定に該当しない者であること。

　(2) 広島市競争入札参加資格の「令和２・３・４年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「３０－１５　その他　０７　給食」に登録されている者であること。

　(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

　(4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

　(5) 食品衛生法上の飲食店営業の１類（一般飲食店）の許可を受け営業していること。

　(6) 植物公園内のレストラン及びログハウス内喫茶のそれぞれに食品衛生責任者の配置が可能であること。

　(7) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

３　プロポーザル説明書等の配布方法

　　プロポーザル説明書等は、本協会の植物公園のホームページからダウンロードできる。

（アドレス　http://www.hiroshima-bot.jp/）

ただし、これにより難い場合は、次により配布する。

1. 配布期間

　　　 令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時　　　３０分から午後５時まで。

　⑵　配布場所

　　　前記１(7)に同じ。

４　質問の提出及び回答

1. 募集要項等に関する質問がある場合は、次により、質問書を提出すること。質問書は、本協会の植物公園のホームページからダウンロードできる。

ア　提出期間

令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。（提出期限内に必着のこと。）

イ　提出場所及び問い合わせ先

前記１(7)に同じ。

ウ　提出方法

　　　　郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

1. 前記⑴の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開園日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

ア　閲覧期間

令和年５月１４日（土）から令和和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。

イ　閲覧場所

　　　　前記１(7)に同じ。

５　提案申込書等の提出方法等

　　郵送（配達記録郵便）又は持参により次のとおり提出すること

1. 提出期間

令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時　　　３０分から午後５時まで。（提出期限内に必着のこと。）

　(2) 提出の場所

　　　前記１(7)に同じ。

６　提案申込書に係るヒアリング

　提案申込書受領後、別途連絡する。

７　運営事業者の選定

1. 提案者の審査

広島市植物公園内レストラン等運営業務審査委員会が行う。

1. 審査基準

プロポーザル説明書による。

1. 審査結果の通知

 すべての参加者に、書面により通知する。

８　その他

1. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類については、当協会が依頼した場合を除き、提出後の追加及び変更は認めない。

(3) 提出書類の作成に要する一切の費用については、提案申込者の負担とする。

(4) 提出書類は返却しない。

　(5) その他、詳細はプロポーザル説明書による。